

# 介護予防・日常生活支援総合事業 実施に関する説明会

## 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター対象

平成28年2月17日（水） 19時～ 南公民館大ホール

平成28年2月19日（金） 19時～ 南公民館大ホール

- 1 はじめのことば、あいさつ
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する説明

### I 事業の概要

### II 事業の内容

- 1 基本的な考え方
- 2 改正のポイント
- 3 開始時期
- 4 事業の対象者
- 5 元気アップチェックとは
- 6 移行するサービスの内容

### III サービスの利用までの流れ

- 1 相談
- 2 相談の流れ
- 3 新しい総合事業の利用手続き

### IV 介護予防ケアマネジメント

- 1 介護予防ケアマネジメントの実施方針
- 2 再委託
- 3 介護予防ケアマネジメントの実施

### V サービス提供事業所の指定

### VI 請求と支払い

- 1 ほうかつ
- 2 再委託された指定居宅介護支援事業所

- 3 その他、連絡事項

○質問の受付方法：別紙にて平成28年3月10日までに。回答は甲府市ホームページに平成28年3月1日から順次掲載

○「再委託の受託意向申出書」の提出：平成28年3月10日まで（厳守）

○平成28年3月23日、介護予防ケアマネジメント研修を開催予定。再委託受託意向のある事業者には、後日通知

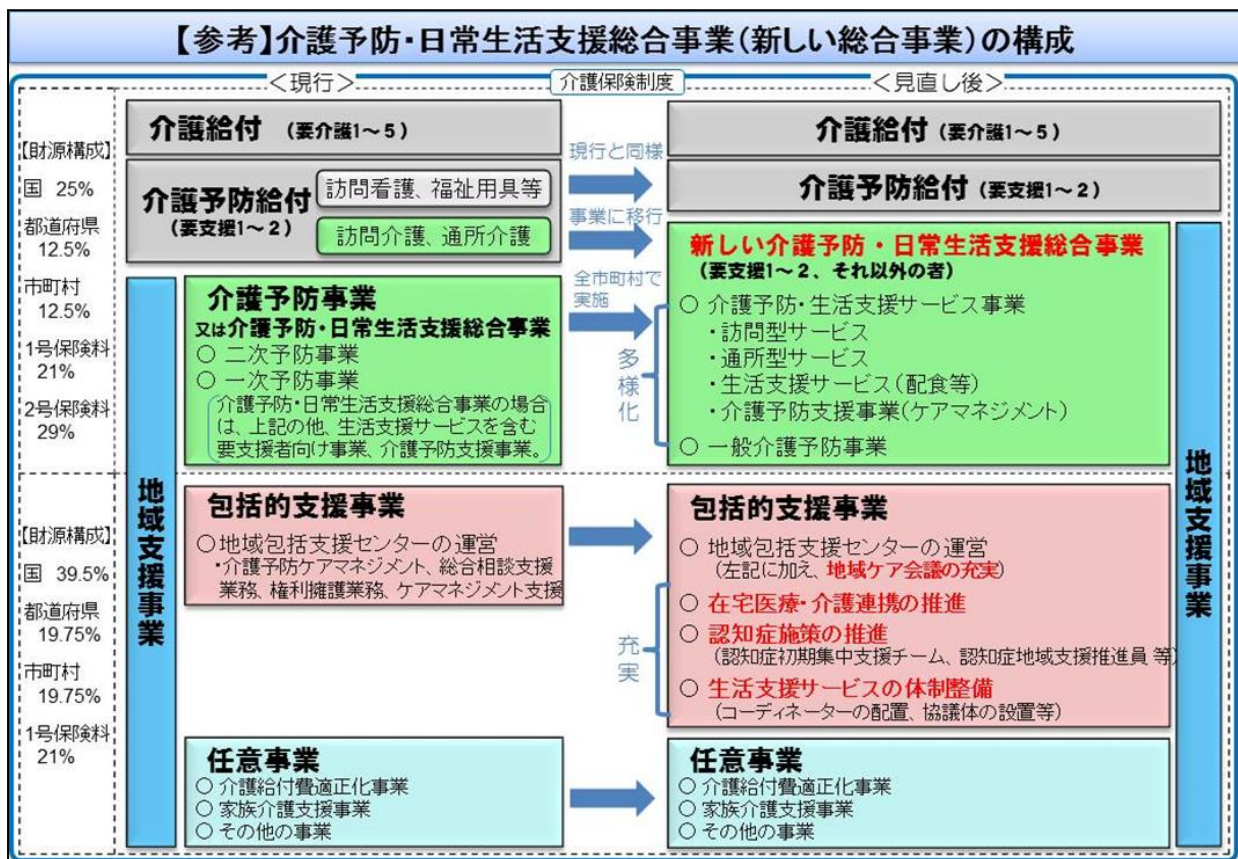
- 4 おわりの言葉

# I 事業の概要

平成26年度の介護保険法の改正により、予防給付として全国一律の基準により提供されている介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、市区町村が実施する地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「新しい総合事業」という。）に移行する。

また、既存の介護事業所によるサービスに加え、NPO やボランティアなどの多様な主体によるサービスや介護予防を充実させ、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を推進する。

## 1 介護予防・日常生活支援総合事業に関する総則的な考え方（厚生労働省）



### (1) 事業の目的・考え方（「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」より）

#### ①新しい総合事業の趣旨

新しい総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。

#### ②背景・基本的な考え方

##### イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

##### ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

## ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

## ニ 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

## ホ 認知症施策の推進

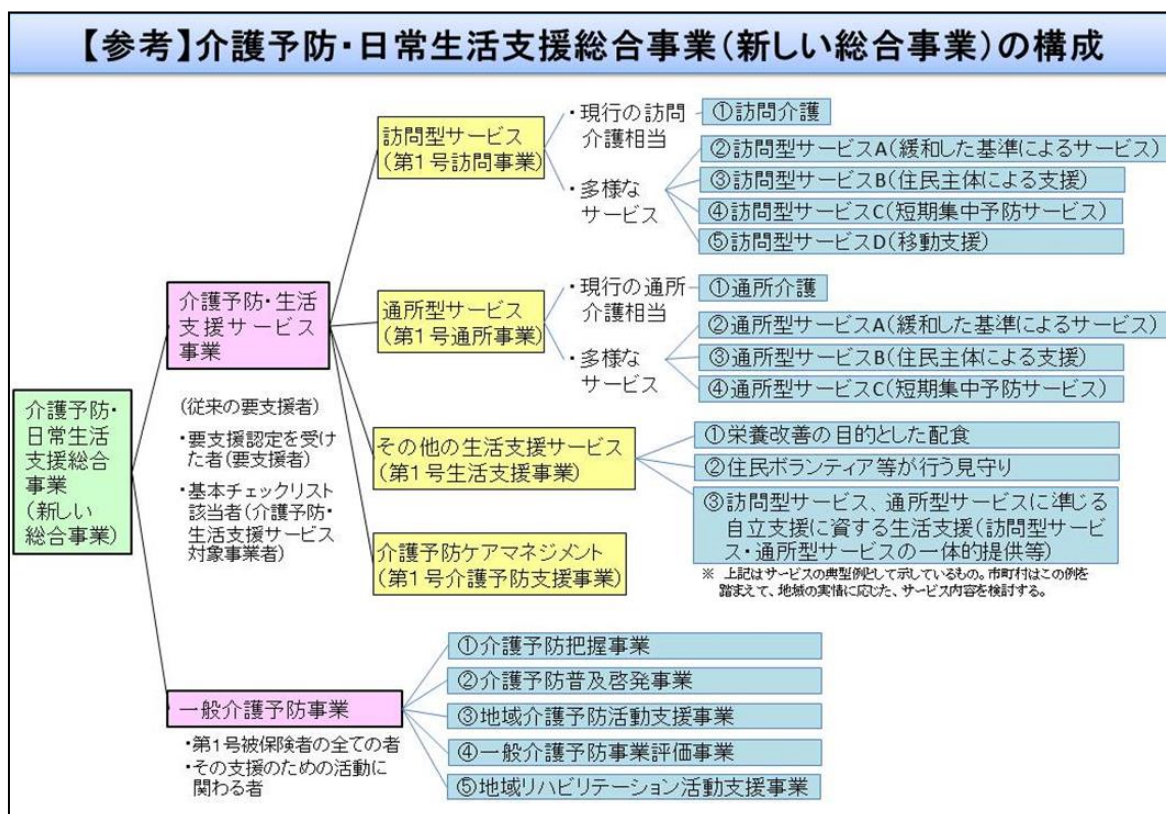
ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

## ハ 共生社会の推進

地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障がい者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。

### (2) 新しい総合事業を構成する各事業の内容及び対象者（新しい総合事業の全体像）

新しい総合事業は、①介護予防訪問介護等に移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号。以下「サービス事業」という。）と、②第1号被保険者に対して体操教室等の介護予防を行う一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）からなる。

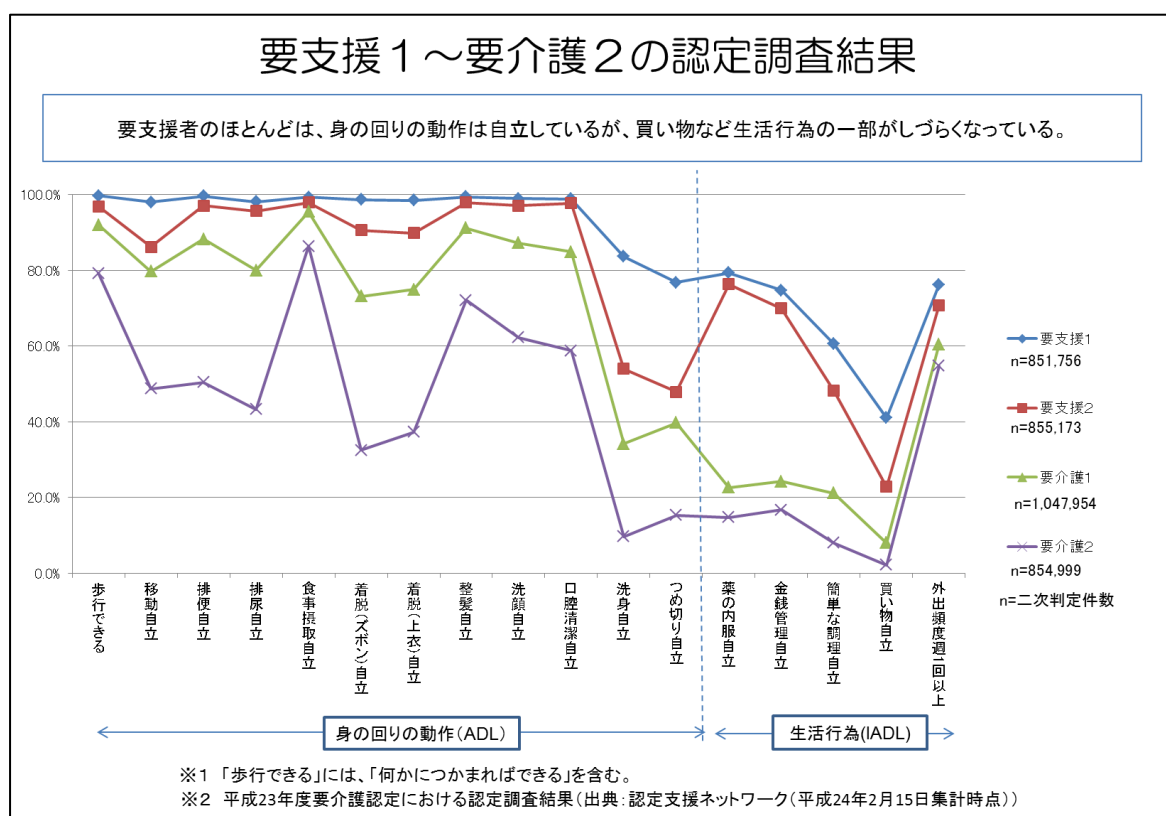


## II 事業の内容

### 1 基本的な考え方

(地域支援事業) 第百十五条の四十五第一項 市町村は、被保険者(中略)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)を行うものとする。

今回の制度改正の最大の目的は、『介護を必要としない、または軽度の支援が必要な状態から、必要な生活支援サービス等を利用することで、生活機能が維持または向上し、要介護状態にならないようにすること』である。このために、より予防や向上の効果が見込まれる方々を対象に加え、また機能の維持・向上に効果的な訪問介護、通所介護を新しい総合事業に移行している。



### 2 改正のポイント

- (1) 新規または更新の認定を受けた方から、新しい事業を利用する。
- (2) 要支援の認定を受けた方に提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、介護予防給付からでなく『地域支援事業』の『介護予防・日常生活支援総合事業』からの提供となる(地域支援事業に移行する)。その他のサービス(訪問看護、福祉用具等)は現行どおり介護予防給付として提供する。
- (3) 要支援の認定を受けた方だけでなく、要支援認定を受けなくても、元気アップチェック(基本チェックリスト)に該当すれば、現行の介護予防相当の訪問介護・通所介護が利用できる。



- (4) 要支援の認定を受けた方は、介護予防給付と組み合わせ、これまでどおりサービスが利用できる。
- (5) 要支援の認定を受けた方がこれまで利用できなかった元気アップ教室（通所型サービスC）も、介護予防ケアマネジメントにより必要と判断されれば利用できる。
- (6) 訪問介護、通所介護のサービス基準や単価、請求方法等は、当面の間、現行どおりで変更はない。
- (7) 介護予防ケアマネジメント業務の一部は、これまでの介護予防支援業務と同様に、ほうかつから、市が承認した指定居宅介護支援事業所に委託できる。

### 3 開始時期

平成28年4月1日から

### 4 事業の対象者

- ア 平成28年4月以降に**新規**で要支援認定を受けた方
- イ 平成28年4月以降に**更新**で要支援認定を受けた方
- ウ 65歳以上で、平成28年4月以降に**元気アップチェック**※により事業対象者と判断された元気アップ高齢者

○要支援1・2で認定有効期間内の方は、次の更新まで現行どおり

○65歳未満の第2号被保険者については、がんや関節リウマチ等の特定疾病に起因して要介護状態等となることがサービスを受ける前提となるため、**元気アップチェック**を実施するのではなく、**要介護認定等申請を行う。**

○65歳未満は、これまでどおり障害福祉サービスが優先される。

### 5 元気アップチェックとは

生活機能低下のある高齢者を早期発見するために厚労省が作成した「基本チェックリスト」の本市の独自名称。25の質問項目を本人が主観で回答し、基準に沿って虚弱・運動機能の低下・低栄養状態・口腔機能の低下・閉じこもり・認知機能の低下・うつ病の可能性の有無を判定する。

本市では平成23年度より、介護認定を受けていない65歳以上の奇数年齢の高齢者全員に、元気アップチェックを郵送。約75%から回答があり、結果、うつ及び認知症の該当が約25%と最も割合が高い。その他、約15%運動機能・口腔機能の該当。また、低栄養は約2%と割合は少ないが、全国平均1.4%を上回っている現状がある。

これまででは、虚弱・運動機能の低下・低栄養状態・口腔機能の低下の該当者のみを、「元気アップ高齢者（二次予防事業対象者）」としていたが、新しい総合事業で判定基準が改正され、閉じこもり・認知機能の低下・うつ病の可能性のみの該当者についても、元気アップ高齢者（事業対象者）とすることになった。

なお、平成28年度からの郵送による元気アップチェックの実施は、要介護認定を受けていない75歳以上の奇数年齢の方を対象とする。

参考：厚生労働省 基本チェックリスト

No.	質問項目	回答：いずれかに○		
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ	運動機能
2	日用品の買い物をしていますか	0.はい	1.いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ	低栄養
12	身長           cm    体重           kg    (BMI =           ) (注)			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ	口腔機能
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ	閉じこもり
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1.はい	0.いいえ	認知機能
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ	
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ	うつ病の可能性
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ	

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)が 18.5 未満の場合に該当とする

参考：厚生労働省 基本チェックリストについての考え方

【共通事項】

- ①対象者には、各質問項目の趣旨を理解していただいた上で回答してもらってください。それが適当な回答であるかどうかの判断は、基本チェックリストを評価する者が行ってください。
- ②期間を定めていない質問項目については、現在の状況について回答してもらってください。
- ③習慣を問う質問項目については、頻度も含め、本人の判断に基づき回答してもらってください。
- ④各質問項目の趣旨は以下のとおりです。各質問項目の表現は変えないでください。

	質問項目	質問項目の趣旨
1～5の質問項目は、日常生活関連動作について尋ねています。		
1	バスや電車で1人で外出していますか	家族等の付き添いなしで、1人でバスや電車を利用して外出しているかどうかを尋ねています。バスや電車のないところでは、それに準じた公共交通機関に置き換えて回答してください。なお、1人で自家用車を運転して外出している場合も含まれます。
2	日用品の買い物をしていますか	自ら外出し、何らかの日用品の買い物を適切に行っているかどうか（例えば、必要な物品を購入しているか）を尋ねています。頻度は、本人の判断に基づき回答してください。電話での注文のみで済ませている場合は「いいえ」となります。
3	預貯金の出し入れをしていますか	自ら預貯金の出し入れをしているかどうかを尋ねています。銀行等での窓口手続きも含め、本人の判断により金銭管理を行っている場合に「はい」とします。家族等に依頼して、預貯金の出し入れをしている場合は「いいえ」となります。
4	友人の家を訪ねていますか	友人の家を訪ねているかどうかを尋ねています。電話による交流や家族・親戚の家への訪問は含みません。
5	家族や友人の相談にのっていますか	家族や友人の相談にのっているかどうかを尋ねています。面談せずに電話のみで相談に応じている場合も「はい」とします。
6～10の質問項目は、運動器の機能について尋ねています。		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかどうかを尋ねています。時々、手すり等を使用している程度であれば「はい」とします。手すり等を使わずに階段を昇る能力があっても、習慣的に手すり等を使っている場合には「いいえ」となります。
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかどうかを尋ねています。時々、つかまっている程度であれば「はい」とします。
8	15分位続けて歩いていますか	15分位続けて歩いているかどうかを尋ねています。屋内、屋外等の場所は問いません。
9	この1年間に転んだことがありますか	この1年間に「転倒」の事実があるかどうかを尋ねています。
10	転倒に対する不安は大きいですか	現在、転倒に対する不安が大きいかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
11・12の質問項目は、低栄養状態かどうかについて尋ねています。		
11	6ヵ月で2～3kg以上の体重減少がありましたか	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少があったかどうかを尋ねています。6ヵ月以上かかって減少している場合は「いいえ」となります。
12	身長、体重	身長、体重は、整数で記載してください。体重は1ヵ月以内の値を、身長は過去の測定値を記載して差し支えありません。
13～15の質問項目は、口腔機能について尋ねています。		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうかを尋ねています。半年以上前から固いものが食べにくく、その状態に変化が生じていない場合は「いいえ」となります。
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	お茶や汁物等を飲む時に、むせることがあるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。

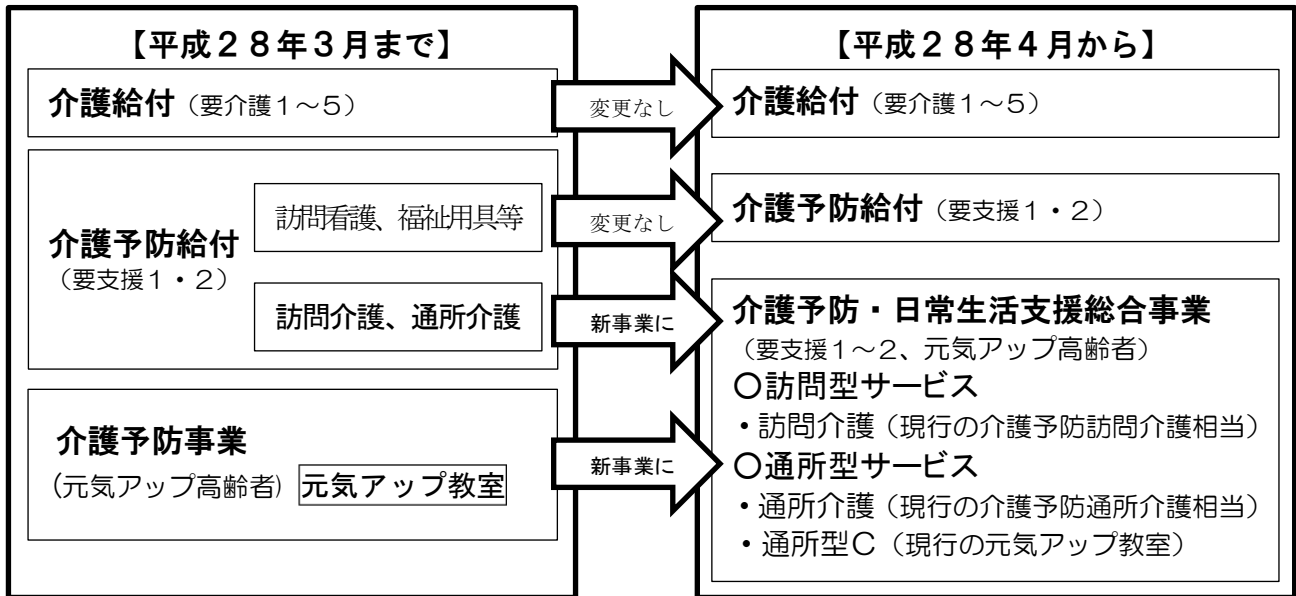
15	口の渇きが気になりますか	口の中の渇きが気になるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
16・17の質問項目は、閉じこもりについて尋ねています。		
16	週に1回以上は外出していますか	週によって外出頻度が異なる場合は、過去1ヵ月の状態を平均してください。
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	昨年の外出回数と比べて、今年の外出回数が減少傾向にある場合は「はい」となります。
18～20の質問項目は認知症について尋ねています。		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると聞われますか	本人は物忘れがあると思っても、周りの人から指摘されることがない場合は「いいえ」となります。
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	何らかの方法で、自ら電話番号を調べて、電話をかけているかどうかを尋ねています。誰かに電話番号を尋ねて電話をかける場合や、誰かにダイヤルをしてもらい会話だけする場合には「いいえ」となります。
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	今日が何月何日かわからない時があるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。月と日の一方しか分からない場合には「はい」となります。
21～25の質問項目は、うつについて尋ねています。		
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	ここ2週間の状況を、本人の主観に基づき回答してください。
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	
23	(ここ2週間)以前は楽に出来ていたことが今ではおっくうに感じられる	
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	

**参考：厚生労働省【基本チェックリストの事業対象者に該当する基準】**

① No.1～20 までの 20 項目のうち 10 項目以上に該当	虚弱	H27年度まで
② No.6～10 までの 5 項目のうち 3 項目以上に該当	運動機能の低下	
③ No.11～12 の 2 項目のすべてに該当	低栄養状態	
④ No.13～15 までの 3 項目のうち 2 項目以上に該当	口腔機能の低下	
⑤ No.16～17 の 2 項目のうちNo.16 に該当	閉じこもり	H28年度追加
⑥ No.18～20 までの 3 項目のうちいずれか 1 項目以上に該当	認知機能の低下	
⑦ No.21～25 までの 5 項目のうち 2 項目以上に該当	うつ病の可能性	



## 6 移行するサービスの内容



(1) 利用限度額：①、②いずれの場合も、限度額を超えた分は自己負担となる

①要支援1・2の認定を受けた方

介護予防給付サービス、新しい総合事業による訪問介護・通所介護・元気アップ教室の利用分も含め、現在適用されている予防給付の要支援1・2の利用限度額の範囲内

②元気アップ高齢者（元気アップチェックにより事業対象者となる方）

要支援1の利用限度額の範囲内を原則とするが、退院直後や急激な体調の変化があり、介護予防ケアマネジメントにおいて、特に必要があると判断された場合、要支援2の限度額までとすることができる。

(2) 現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービス 現行どおり

①訪問介護（現行の介護予防訪問介護相当）のサービス内容

介護予防ケアマネジメントにより、家事等の生活支援サービスが必要と判断される場合は、訪問介護を利用する。

②通所介護（現行の介護予防通所介護相当）のサービス内容

通所型C（現行の元気アップ教室 短期集中型サービス）や、いきいきサロン、ふれあいくらぶ、福祉センター事業等、地区で行われるインフォーマルな活動の利用についても検討した介護予防ケアマネジメントにより、専門的なサービスが必要と判断される場合に利用する。

### 【介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン：留意事項（抜粋）】

#### 1 訪問介護

①総合事業開始の時点で既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用継続が必要とケアマネジメントにおいて認められるケースについては、介護予防訪問介護相当のサービスの利用に配慮する。

②新しく事業の対象となる要支援者等については、自らの能力を最大限活用しつつ、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促す。

③訪問介護員等による現行の介護予防訪問介護相当のサービスについては、主に、認知機能の低下等により日常生活に支障があるような症状や行動を伴うケース等、訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められる場合に利用することが想定される。

- ④現行の介護予防訪問介護相当のサービスを利用する場合や訪問型サービスAを利用する場合については、一定期間後のモニタリングに基づき、可能な限り住民主体の支援に移行していくことを検討することが重要である。
- ⑤多様なサービスについては、サービス内容は柔軟に提供可能とし、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資する支援を提供する。

## 2 通所介護

- ①新しい総合事業開始の時点で既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用継続が必要とケアマネジメントにおいて認められるケースについては、介護予防通所介護相当のサービスの利用に配慮する。
- ②新しく事業の対象となる要支援者等については、自らの能力を最大限活用しつつ、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促す。
- ③通所介護事業者の従事者による現行の介護予防通所介護相当のサービスについては、主に、「多様なサービス」の利用が難しいケース・不適切なケースや、専門職の指導を受けながら生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで生活機能の改善・維持が見込まれるケース等、通所介護事業者の従事者による専門的なサービスが必要と認められる場合に利用することが想定される。この場合、一定期間後のモニタリングに基づき、可能な限り住民主体の支援に移行していくことを検討することが重要である。
- ④多様なサービスについては、サービス内容は柔軟に提供可能とし、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資する支援を提供する。

### 【サービスの概要】

基準	現行の訪問介護相当	現行の通所介護相当
サービス種別	訪問介護	通所介護
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活支援	介護給付の通所介護と同等サービス 生活機能向上のための機能訓練
対象者とサービス提供の基本的な考え方	○既にサービスを利用し、サービスの利用継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース 【例】 ・認知機能の低下等により日常生活に支障があるような症状や行動を伴うケース ・退院後状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要なケース	状態等を踏まえながら、元気アップ教室やいきいきサロンなど一般介護予防事業など、多様なサービスの利用を促進することを前提とする。 ○既にサービスを利用し、サービスの利用継続が必要なケース ○多様なサービスの利用が難しいケース ○集中的に生活機能向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース
実施方法	事業者指定	事業者指定
基準	予防給付の基準を基本	予防給付の基準を基本
サービス提供者	訪問介護員 (訪問介護事業者)	通所介護事業者の従事者

### ③サービス単価

国の基準に地域区分別 1 単位の単価を乗じて月当たりの包括単価とする。

甲府市：7 級地（訪問介護 10.21 円、通所介護 10.14 円）

【国の介護報酬単位数（一部抜粋）】

サービス名	区分	単位	利用
介護予防訪問介護 (1月につき)	イ 介護予防訪問介護（Ⅰ）	1,168	週1回程度
	ロ 介護予防訪問介護（Ⅱ）	2,335	週2回程度
	ハ 介護予防訪問介護（Ⅲ）	3,704	週3回以上
介護予防通所介護 (1月につき)	要支援1	1,647	要支援1の方
	要支援2	3,377	要支援2の方

※甲府市の場合、1回あたりの単位は使用しない。

④加算：市独自の加算を定めず、国の定める加算と同様とする。

(3) 通所型サービスC（短期集中型サービス）：現行の「元気アップ教室」

①元気アップ教室の内容

- これまで元気アップ高齢者のみが利用していた「元気アップ教室」を、通所型サービスC（短期集中型サービス）として実施する。
- 平成28年度の元気アップ教室は、現行の委託事業者により『運動機能』『口腔機能』の教室を実施する。
- 元気アップ高齢者だけでなく、要支援認定者も利用できる。

【元気アップ教室が効果的と思われる要支援認定者の例】

- ア 3ヶ月の一定期間の運動実施で回復が見込まれる、または、運動指導を受けることで、自身で運動を継続する意欲があり、かつ、入浴や社会参加の機会に関するニーズはない方
- イ 通所介護を利用しなくても、元気アップ教室の利用やセルフケアの継続で機能の維持が見込まれる方
- ウ 介護予防に積極的に取り組む意欲がある方や通常のデイサービス等を好まない方
- 短期集中型として3ヶ月の短期間利用し、低下している生活機能の向上を目指す。
- 元気アップチェックや主観的健康感、体力測定等を実施し、モニタリングや前後で効果測定を行う。

②利用に当たっての留意点

- 利用に当たっては、原則3ヶ月の1クールで終了とするが、介護予防ケアマネジメントで特に必要と判断される場合、最長半年（年度内2クール以内、年度をまたぐ利用でも1年間に6ヶ月以内）の利用ができるものとする。
- 教室終了後は、利用者自身によるセルフケアや、いきいきサロン、ふれあいくらぶ、福祉センター事業等、地区で行われるインフォーマルな活動、通所介護（現行の介護予防通所介護相当）につなげる等、利用者の心身機能の状態に応じたサービスの活用等により、生活機能の維持を図る。
- 『口腔機能』の教室を、『閉じこもり』等の対象者が利用することは、効果や事業者の対応が困難であるが、運動についてはこれらの対象者が利用することで機能向上の効果が期待できることから、介護予防ケアマネジメントの結果、必要と判断される場合については、これらの対象者も利用できる。
- 介護予防ケアマネジメントによって特に必要と判断されれば、通所介護と併用できる。

③元気アップ教室の種類 ※27年度の事業所一覧は別紙1を参照

サービス名	内容		利用
元気運動教室	運動器の機能向上	運動による運動器の機能向上や、認知症・うつ・閉じこもりの予防を目指す。リハ職や健康運動士等専門職による指導。器械あり、器械なしがあり。	概ね週1回 全12回3ヶ月
わっはっ歯教室	口腔機能の向上	摂食・嚥下・口腔衛生等について歯科衛生士等による指導。	概ね月2回 全6回3ヶ月

④利用の方法

○現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービス利用時と同じく、教室を実施する市の委託事業者に連絡し、利用できるよう調整する。

○再委託された指定居宅介護支援事業所の利用者が、元気アップ教室を利用する場合は、担当ほうかつに報告し、ほうかつの確認後の利用とする。

⑤元気運動教室利用時の留意点

平成22年8月の改正により、二次予防事業対象者の選定については、医師による生活機能評価が必須ではなくなり、基本チェックリストにより決定することとなった。運動器関連プログラムの参加にあたって、厚生労働省より『医師の判断が必要と考えられる対象者』について提示があった。これにより本市でも、「プログラム参加に係るチェックシート」(下の囲み)を活用し、医師の判断が必要な利用者には、利用者から主治医に確認を取っている。新しい総合事業においても同様に行う。

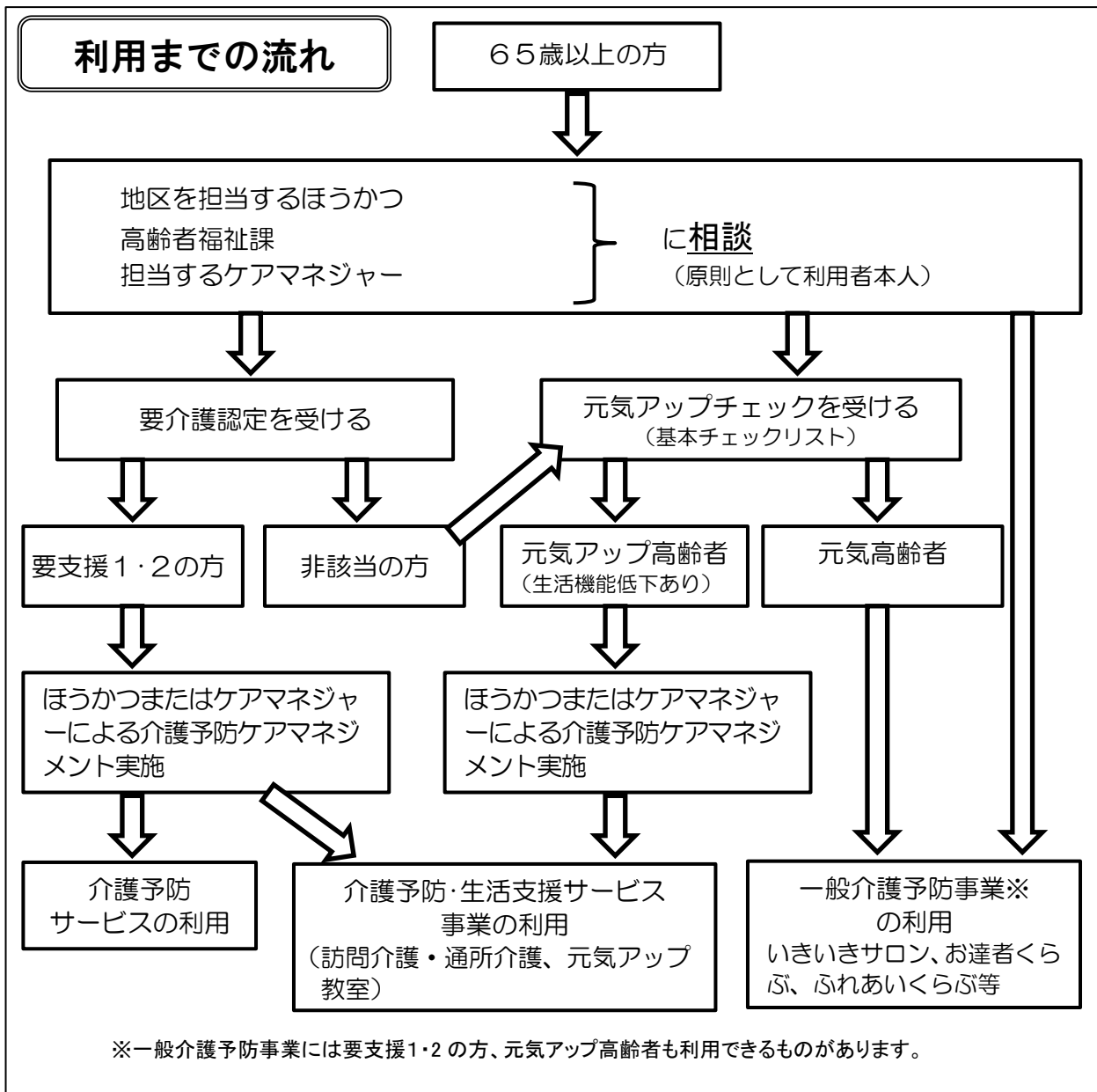
「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A【9月30日版】より  
問2 介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスC及び訪問型サービスC（短期集中予防サービス）において、例えば運動器関連プログラムを実施する際に、医師の判断をどのように考えればよいか。

(答) 介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスC及び訪問型サービスC（短期集中予防サービス）は、従来の介護予防事業における二次予防事業に位置づけられていた通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業を充実した内容を想定している。したがって、これまで通り、例えば、心臓疾患、骨折等の傷病を有している者については、運動器の関連のプログラムの実施により、病状悪化のおそれがあることから、プログラム参加の適否について医師の判断を求める必要がある。

**別添資料1-1 プログラム参加に係るチェックシート(例)**

A	この3ヶ月間で1週間以上にわたる入院をされましたか？ (「はい」または「いいえ」に○をつける)	はい	いいえ	
↓				
「はい」の場合、その理由は何ですか？(当てはまる理由に○をつける)				
○ 重い高血圧、脳卒中(脳出血、脳梗塞、くも膜下出血)				
○ 心臓病(不整脈、心不全、狭心症、心筋梗塞)				
○ 糖尿病、呼吸器疾患などのため				
○ 骨粗鬆症や骨折、関節症などによる痛みのため				
○ その他(具体的に記入ください)				
( )				
↓				
B	あなたはかかりつけの医師等から「運動を含む日常生活を制限」されていますか？(「はい」または「いいえ」に○をつける)	はい	いいえ	
↓				
「はい」の場合、その理由は何ですか？(当てはまる理由に○をつける)				
○ 重い高血圧、脳卒中(脳出血、脳梗塞、くも膜下出血)				
○ 心臓病(不整脈、心不全、狭心症、心筋梗塞)				
○ 糖尿病、呼吸器疾患などのため				
○ 骨粗鬆症や骨折、関節症などによる痛みのため				
○ その他(具体的に記入ください)				
( )				
↓				
C	以下のご質問にお答えください(「はい」、「いいえ」、または「わからない」に○をつける)			
C1	この6ヶ月以内に心臓発作または脳卒中を起こしましたか？	はい	いいえ	
C2	重い高血圧(収縮期血圧180mmHg以上、拡張期血圧110mmHg以上)がありますか？	はい	いいえ	わからない
C3	糖尿病で目が見えにくくなったり、腎機能が低下、あるいは低血糖発作などがあると指摘されていますか？	はい	いいえ	わからない
C4	この1年間で心電図に異常があるといわれましたか？	はい	いいえ	わからない
C5	家事や買い物あるいは散歩などでひどく息切れを感じますか？	はい	いいえ	
C6	この1ヶ月以内に急性な腰痛、膝痛などの痛みが発生し、今も続いていますか？	はい	いいえ	

### Ⅲ サービスの利用までの流れ



#### 1 相談（介護予防ケアマネジメント対象者要件の確認）

これまでと異なり、要支援認定を受けなくても、元気アップチェックの実施によりサービスの利用対象者であるかの判断ができることから、新規・認定更新ともに、相談にて本人の意向や状態などを十分に確認（アセスメント）し、認定申請の必要について利用者とともに検討する。

○新規の相談受付は、高齢者福祉課窓口、ほうかつ（地域包括支援センター）が行うことを原則とする。

○認定の更新による継続利用の場合は、このほか、ほうかつから委託されている指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーが行う。

## 2 相談の流れ

### (1) 相談の目的や希望するサービスの聴き取り

本人、家族より相談の目的、生活の困りごと、希望するサービスを確認する。  
相談は、来所、訪問等により本人と面接することを原則とする。

### (2) 新しい総合事業についての説明

新しい総合事業の趣旨や内容、手続き、要介護認定等の申請について説明する。

- ①サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等の申請を省略し、元気アップチェックを用いて事業対象者とし、迅速なサービスの利用が可能であること
- ②事業対象者となった後や、サービス事業によるサービスを利用し始めた後も、必要な時は要介護認定等の申請が可能であること
- ③効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態等からの自立の促進や重度化予防の推進を図る事業であること
- ④介護予防ケアマネジメントの中で、本人が目標を立て、その達成に向けてサービスを利用しながら一定期間取り組んだ上で、目標達成の後は、より自立へ向けた次のステップに移っていくこと

### (3) 身体や生活状況、環境等の情報の聞き取り、元気アップチェックの実施によるアセスメント

元気アップチェックは、本人の状況を確認するアセスメントツールとしても用いる。

介護予防のための住民主体の通いの場など、新しい総合事業や介護給付サービス以外の一般介護予防事業についても、利用や適否を検討する。

### (4) 要介護認定等申請等の必要性の判断

事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定している。元気アップチェック及びアセスメントにより、利用すべきサービスの区分（一般介護予防事業、新しい総合事業及び給付）や、要介護認定等申請の必要性を利用者とともに判断する。

要介護認定が必要と判断された場合は、認定申請が行えるよう支援する。要介護認定を受けず、新しい総合事業を利用する場合は、利用できるようほうかつにつなげるなどの支援を行う。

#### 【要介護認定申請を行う例】

- ①身体や生活状況から、介護予防訪問介護及び通所介護相当サービス利用だけでなく、介護給付サービス（訪問看護、福祉用具の貸与、住宅改修等）が必要である場合（利用中または利用が必要など）。
- ②介護給付によるサービスを希望している場合
- ③緊急性があり暫定でのサービス利用が必要な場合
- ④元気アップチェックで「虚弱」該当かつ問1～5で「1.いいえ」回答者※は、要介護状態なる可能性が高いことから、丁寧に確認し判断する。※「日常生活圏域ニーズ調査に関する調査研究委員会報告書」（平成23年3月 財団法人長寿社会開発センター）P24（2）総合指標、P38(8)虚弱②回答状況を参考

### (5) その他

介護予防のための住民主体の通いの場など一般介護予防事業の利用を希望する場合は、情報提供等によりそれらのサービスが利用できるよう支援する。



### 3 新しい総合事業の利用手続き

#### ~~(1) 「事業対象者確認申請書」の提出~~

~~新しい総合事業を利用するために、元気アップチェックによる事業該当者であるかの判定（決定）のための申請。本人による申請が原則だが、要介護認定の申請と同じく、家族やほうかつ・指定居宅介護支援事業所の申請代行も可能。~~

**※セルフケアに役立てるために元気アップチェックを行うなど自身の健康状態を把握すること等を目的とし、新しい総合事業を利用しない場合は、申請の必要はない。**

(2) 元気アップチェックの実施：元気アップ高齢者（事業対象者）であるかの判定

(3) 「居宅・介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」（別紙8）と元気アップチェックの提出（本人・家族、及びほうかつのみ）

※相談を受けてからの場合、(2) → ~~(1)~~ 及び (3) が同時となることもある。

(4) 「事業対象者」としての登録（市）

届出に基づいて、事業対象者として登録し、利用者の被保険者証に「事業対象者」であること、「元気アップチェック実施日」、「担当地域包括支援センター名」を記載し交付する。即時の交付ができないため、被保険者証は後日郵送する。

その情報は同時に担当ほうかつに送付する。

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年8月19日版】より  
事業対象者の有効期間：基本チェックリストにより事業対象者となった者については、有効期間という考え方はないが、サービス提供時の状況や利用者の状態等の変化に応じて、適宜チェックリストで本人の状況を確認していただくことが望ましい。

※元気アップチェックのチェック内容は、本人の状態に応じて変化するため、一般介護予防へ移行した後や、一定期間サービス事業の利用がなかった後に、改めてサービス利用の希望があった場合は、再度、元気アップチェックを行い、状態の確認や支援を行う。

(5) 介護予防ケアマネジメントの実施

介護予防ケアマネジメントを実施するに当たり、重要事項を記した文書を交付し説明を行う。現行の介護予防支援と同様に契約書は必ずしも必要としない。これまで介護予防支援の契約を締結していた場合は、介護予防ケアマネジメントを加え契約を取り交わしなおす必要がある。

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成26年9月30日版】より  
問6 介護予防ケアマネジメントについて、「介護予防ケアマネジメント業務契約書」「重要事項説明書」を対象者と取り交わす必要があるか。必要な場合、様式は示されるのか。同様に、サービスを提供する事業者と対象者の間での契約については、どのようになるのか。

(答)

1 生活支援・介護予防サービス事業（以下「サービス事業」という。）においては、従来の要支援相当の者に対して、指定介護予防支援と同様に、ケアマネジメントに基づいてサービス事業の内容等を決定していくことから、介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）を行う地域包括支援センター（又は委託された居宅介護支援事業者）においては、現行の指定介護予防支援の開始の際と同様に、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていただいた上で、ケアマネジメントを開始することになると考えている。なお、契約書については、現行と同様に、必ずしも作成しなくても差し支えないと考えている。

## IV 介護予防ケアマネジメント

### 1 介護予防ケアマネジメントの実施方針

(1) 介護予防ケアマネジメントは、予防給付の介護予防支援と同様、利用者本人が居住するほうかつが実施する

(2) 介護予防ケアマネジメントの類型

介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、利用者の状態や、元気アップチェックの結果、本人の希望するサービス等を踏まえて、次の3パターンに分けて行うこととされている。

①原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）

②簡略化した介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントB）

③初回のみ介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントC）

甲府市では事業内容から、介護予防ケアマネジメントは、『①原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）』を実施する。『①原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）』の手順は、現行の予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様である。

アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。

電話等によるモニタリングは月1回、また利用者との面接によるモニタリングも少なくとも3月に1回行い、利用者の状況に応じてサービスの変更を行うことが可能な体制をとる。

(3) 予防給付のみ、または新しい総合事業を併用する場合は、予防給付によるケアマネジメント（介護予防サービス計画の作成）により、介護報酬がほうかつに対して支払われる。

給付管理については、予防給付と新しい総合事業の給付管理の必要なものについては、併せて限度額管理を行う。

(4) 小規模多機能型居宅介護や特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護を利用し、ほうかつがケアマネジメントを実施しない場合には、新しい総合事業によるサービスを利用している場合にあっても、ほうかつには介護予防ケアマネジメント費を支給しない。

(5) 要介護認定等申請とあわせて、新しい総合事業による訪問型サービスや通所型サービス等の利用を開始する場合は、現行の予防給付の様式で介護予防ケアマネジメントを実施する。

(6) 単価 **現行どおり**：甲府市からほうかつへの委託に当たっては、予防給付の報酬単価以下の単価を市町村が定めることとされており、本市においては、予防給付の報酬単価と同額とする。

国の基準に地域区分別1単位の単価を乗じた単価とする。

甲府市：7級地（10.21円）

#### 【介護予防ケアマネジメントの手順】

- 1 アセスメント
- 2 ケアプラン原案作成
- 3 サービス担当者会議
- 4 利用者への説明・同意
- 5 ケアプランの確定・交付  
(利用者・サービス提供者へ)
- 6 サービス利用開始
- 7 モニタリング

## 2 再委託

### (1) 再委託の基本的な考え方

市町村の状況に応じて、ほうかつから指定居宅介護支援事業所に対する委託も可能であるとされていることから、現行どおり再委託できることとする。

再委託事業者の登録は、これまでの介護予防支援業務と同様に、事業所の意向を確認し、地域包括支援センター運営協議会の承認を受けて行う。

再委託に当たっては、ほうかつはガイドラインに提示された方法を参考にするなどにより、何らかの形で全てに関与することが望ましい。再委託された指定居宅介護支援事業所も必要な相談・連絡・報告を行い、ほうかつが関与できるよう協力する。

<望ましい実施体制の例>（「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」より）  
イ 初回の介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが行い、（1クール終了後の）ケアプランの継続、変更の時点以後は、居宅介護支援事業所で行い、適宜、地域包括支援センターが関与する。  
※ 居宅介護支援事業所が多くケースについて介護予防ケアマネジメントを行う場合も、地域包括支援センターは初回の介護予防ケアマネジメント実施時には立ち会うよう努めるとともに、地域ケア会議等を活用しつつ、その**全てに関与**する。

### (2) ほうかつからの再委託の例

- ① これまでも再委託し、適切な介護予防支援・ケアマネジメントが実施されている場合
- ② 要介護から要支援になり、これまで担当していたケアマネジャーによるケアマネジメントを継続する必要があると判断した場合（本人・家族が継続を強く希望される、担当者の変更が精神面に悪影響がある可能性が高い、など）
- ③ 介護給付サービスを利用している
- ④ 夫婦世帯等で既にどちらか一人が要介護認定を受け、担当ケアマネジャーがついており、本人・家族から同じケアマネジャーによるケアマネジメントの希望された場合
- ⑤ ターミナル期など急激な変化で要介護状態になることや、医師から急変が予測されるなどの診断がある場合

### (3) 再委託の単価

予防給付の再委託については「介護報酬の範囲内で、各ほうかつと居宅介護支援事業所との定めるところとする」とされているが、介護予防ケアマネジメントについては、「単価は市町村が定める」とされていることから、現状や委託する事務量を勘案し、次のとおりとする。

サービス名	業務割合	【例】		
		単位	地域区分	再委託報酬
介護予防 ケアマネジメント (1月につき)	9割（小数点以下切り捨て）	430	10.21	3,951円

### (4) ほうかつが委託する指定居宅介護支援事業所の要件について

委託事業所については本市の条例等に基づき、次のことを要件とする。

- ① 委託の際、指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が「山梨県介護予防ケアマネジメント従事者研修」またはその他都道府県又は市町村が実施する予防給付のケアプラン作成に関する研修（以下「研修」という。）を受講していること。

- ② ケアマネジメント業務の従事者は、研修受講者または研修受講者から研修を受講した介護支援専門員であること。
- ③ 適正な業務の実施のため次の事項を遵守すること。
  - ア 業務の実施にあたって、中立・公平性を確保し、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏ってはならない。また、ケアプランの作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を誘引してはならない。
  - イ 業務従事者又は従事していた者は、利用者及び利用者世帯の個人情報の保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - ウ 業務従事者及び受託事業者は、事業の果たす役割の重要性に鑑み、山梨県・甲府市・介護支援専門員協会等が開催する各種研修会や、甲府市地域包括支援センターが開催する交流会には積極的に参加し、従事者の資質向上や、業務に関する情報収集、ネットワークの構築等による自己研鑽に努めるものとする。

#### (5) 業務の受託申出と承認、登録

- ① 本業務に関する受託の意向を各事業者を確認する。本説明会参加の事業所には申出書を本日配布。説明会欠席事業者には別途通知する。
- ② 本業務を受託する意向がある場合は、平成28年3月10日までに「再委託の受託意向申出書」を高齢者福祉課に提出する（FAX不可）。
- ③ 甲府市地域包括支援センター運営協議会（以下、「協議会」という。）は、提出された受託意向申出書や過去の実績等を確認し、適切に業務が実施できる事業者を承認する。
- ④ 平成28年度の委託開始は平成28年4月1日からとし、期間は概ね1年を予定している。  
※居住する地域に再委託事業所がないなど特段の事情がない限り、追加の受託申出は受けない。

#### (6) 業務の再委託について

- ① 高齢者福祉課（甲府市）は承認された事業所の一覧を、ほうかつに提示する。
- ② ほうかつは、利用者の希望を優先した上で、中立・公正を保ち、受託能力を勘案しながら特定の事業所に偏ることがないように委託する。  
 ※再委託の契約は、ほうかつと再委託事業者で行う。  
※新しい総合事業による介護予防ケアマネジメントの実施を再委託する場合、これまでの介護予防支援の契約に、当該事業について加える必要がある。
- ③ ほうかつは、受託事業所が行う業務を確認し、正当な理由なく特定の事業者のサービスが偏って提供されているなど公正な業務が実施されていない、業務が適切に行われていない等が認められる場合は、適切に行われるよう指導を行う。指導の結果、改善が見られない場合は、高齢者福祉課に連絡する。高齢者福祉課は調査の結果、実施状況が不適切であると認められる場合は、協議会の承認を受け事業所の登録を削除する。
- ④ 事業所は、従事者や受託件数、その他の変更のあった場合は速やかに甲府市に連絡し、変更届の提出等必要な手続きを行う。
- ⑤ これまでの『介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への業務委託の流れ』を、介護予防マネジメントの実施を含めた内容のものに改定する。改定したものは、平成28年3月10日を目途に、甲府市ホームページに掲載する。

### 3 介護予防ケアマネジメントの実施

#### (1) 介護予防ケアマネジメントの目的

地域において、高齢者が健康を維持し、健康の維持や改善、悪化防止に努めながら、医療や介護、生活支援等を必要とする状態になっても住み慣れた地域で暮らし、その生活の質を維持・向上させるためには、高齢者自身がその健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに、介護予防、健康の維持・増進に向けた取組を行うセルフマネジメントが重要となる。

新しい総合事業においては、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという視点から、利用者の生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるだけでなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチすることが重要である。

このようなことから、新しい総合事業における介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援する。適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成する。

#### (2) 介護予防ケアマネジメント様式（別紙2～7参照）

##### ①アセスメントのための様式

興味・関心チェックシート（別紙2）、利用者基本情報（別紙3）

※元気アップチェック（基本チェックリスト）も活用

##### ②介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）（別紙4）

##### ③介護予防支援・介護予防ケア記録の経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）（別紙5）

##### ④介護予防支援・介護予防ケアマネジメント サービス評価表（別紙6）

なお、①の「利用者基本情報」から④までを「標準様式例」という

またこのほか、次の⑤⑥についても参照し、提示された表や例を適宜活用し、介護予防ケアマネジメントを実施すること

##### ⑤課題整理総括表及び評価表（平成26年6月17日厚生労働省老健局振興課事務連絡「課題整理総括表・評価表の活用の手引き」の活用について）（別紙7）

##### ⑥「自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの視点」（平成27年6月5日厚生労働省老健局 老発0605第5号「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」P82～91）や「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施について」（平成27年6月5日 老振発0605号第1号「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」別紙1）

### (3) 介護予防ケアマネジメントの留意点

介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者として、介護保険制度を運用する要として重要な役割を担っている。

利用者の尊厳の保持を旨とした自立支援を実現していくことが重要であり、そのためには、介護支援専門員による適切なケアマネジメントは必要不可欠である。また、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア体制」の実現に向けても、これらのサービスが有機的・包括的に機能していくための橋渡しをする、ケアマネジメントへの期待が高まっている。

介護予防ケアマネジメント、また介護予防支援の実施にあたり、次のことについては、特に留意していただきたい。

- ①利用者の自立支援、介護予防の視点を常に持ち、利用者の持つ能力を最大限に活用し、また引き出すことにより、利用者のセルフケア能力の向上を図る。
- ②本人や家族、主治医、サービス提供事業者、ほうかつと連携を密にし、利用者像や課題に応じた適切なアセスメントを行う。変化を把握した際には、随時モニタリングを実施し、計画やサービス内容を変更する。
- ③担当者会議には、事業者等に介護・看護・リハ職など利用者の状態に即した従事者の出席を依頼し、専門的な見地による意見を得て支援に活かす。
- ④利用者は『地域の生活者』であることを意識し、インフォーマルサービスの活用、地域ネットワーク化など社会生活の維持、利用者の家族や地域住民等と利用者とのつながりにも配慮する。
- ⑤高齢者虐待（またはその恐れがある）や成年後見制度の利用など権利擁護支援が必要な事例、その他対応が困難な場合や、地域ネットワークの構築など、ほうかつと連携し、地域ケア会議等を活用しながら支援を継続する。

**高齢者が住み慣れた地域で出来るだけ自立した生活が出来るように、また、要介護状態になっても支援を受けながら暮らし続けることが出来るように支援する地域包括ケア体制を推進する。**

## V サービス提供事業所の指定

### 1 みなし指定

平成 27 年 3 月末までに、既に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けていた事業所については、指定事業所側からの申出がない限り（本市ではありませんでした）、平成 27 年 4 月 1 日に指定事業所としてみなされている。このみなし指定の有効期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月末までとする。

### 2 新規指定

平成 27 年 4 月以降、新たに介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に指定された事業者については、前述のみなし指定の対象とならないことから、要綱で定める基準に基づき、甲府市が新たに指定する。なお、基準については、国が定める現行の運営・人員等と同様とする。



### 3 サービスコード

サービスコードを変更する。

移行しない利用者、みなし指定事業者・新規指定事業者とそれぞれのサービスコードが異なるので注意が必要。

新しい総合事業におけるサービスコード表は別添「総合事業にかかるサービス事業費の請求について」参照。単位数表マスタは平成28年2月中を目途に、甲府市ホームページに掲載する。

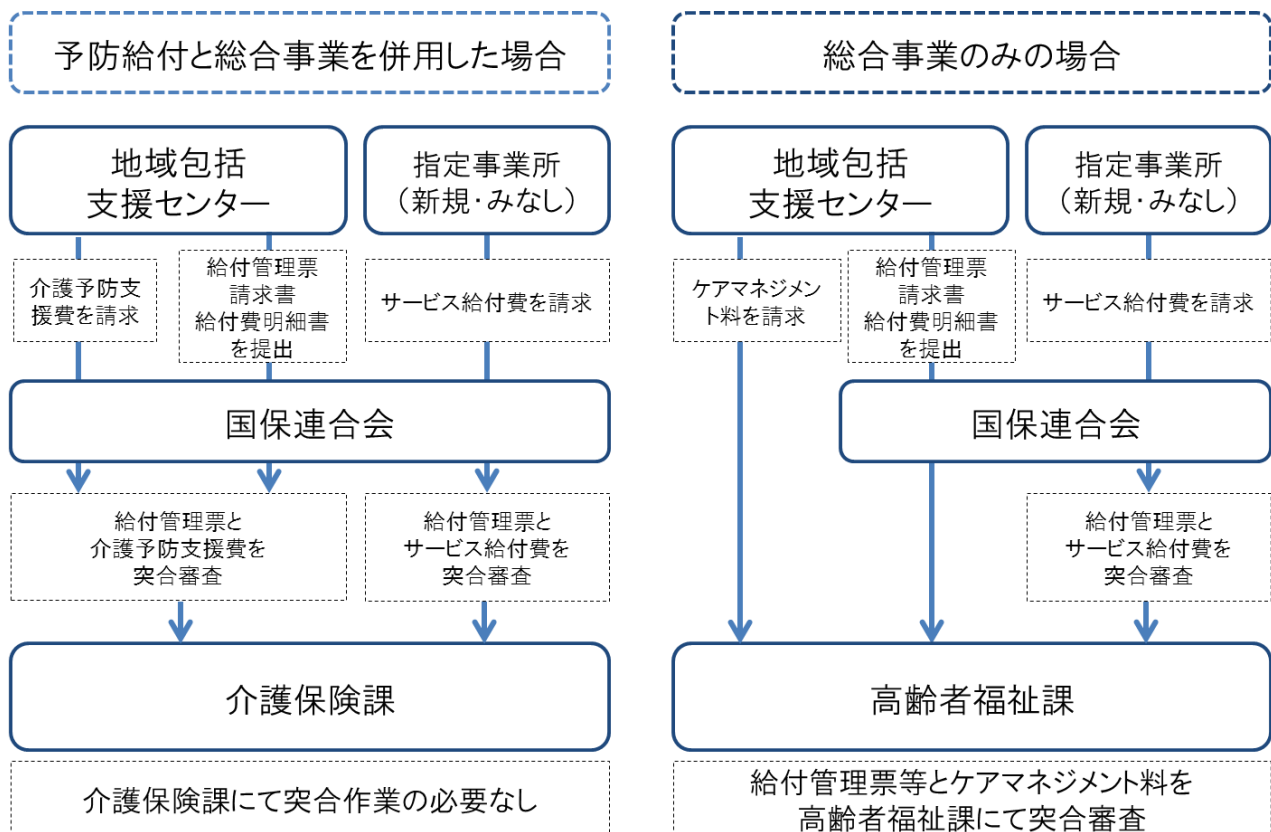
サービス種別	サービスコード
介護予防訪問介護	61
介護予防通所介護	65



サービス種別	サービスコード
みなしによる訪問介護	A1
新規指定による訪問介護	A2
みなしによる通所介護	A5
新規指定による通所介護	A6

## VI 請求と支払い

### 1 ほうかつ



※給付と事業を併用している場合は、給付、事業の実績を併せて国保連にて給付管理票との突合審査が行われる。(国保連に請求できるサービス分のみ)

#### (1) 介護予防給付サービス利用者（単独または新しい総合事業を併用）

介護予防給付の利用者分の介護予防支援費の請求と支払の仕組みや流れの変更はなく、これまでと同様に山梨県国民健康保険団体連合会を通じての請求・支払いとなる。サービスコードも、現行の介護予防支援のものを使用し請求する。

## (2) 新しい総合事業のみの利用者分

給付管理票、請求書、事業費明細書はこれまでどおり、国保連に提出する。介護予防ケアマネジメント料の請求は高齢者福祉課に行く。請求方法や請求書等については、後日提示する。

高齢者福祉課は、ほうかつからの請求と国保連からのデータを突合審査し、支払う（利用者一覧等を活用する）。支払は国保連からのデータを待つため、実施月の約2ヵ月後の月末を予定している。

【注意】住所地特例者の取扱いが、平成27年4月に見直されているため、施設所在地市町村の定める単位で請求することになるので注意すること。（別添「総合事業にかかるサービス事業費の請求について」を参照。）

## 2 再委託された指定居宅介護支援事業所

### (1) ほうかつの準備

各自で作成し使用する「介護予防サービス計画作成委託費請求書」を、介護予防マネジメントにも対応できるように修正する。その他、請求や支払い方法などを確認し、再委託された指定居宅介護支援事業所に提示し、請求・支払いが滞りなく行えるよう準備する。

### (2) ほうかつへの請求

各ほうかつで提示する書式「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント委託費」の請求書」を、取りまとめた利用者のサービス利用実績とともに、ほうかつに提出する。

### (3) ほうかつからの支払い

ほうかつの業務を受託する法人が異なるため、方法や時期は一律ではない。  
ほうかつとの業務委託契約時に各自で確認する。